

広島市行政不服審査会条例（平成28年広島市条例第10号）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき、広島市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

（委員）

第3条 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門委員）

第6条 審査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 第3条第4項の規定は、専門委員について準用する。

（合議体）

第7条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 合議体に長を置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

3 合議体は、これを構成する全ての委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、企画総務局において処理する。

（委任規定）

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。